

令和2年度 特別号 令和2年4月28日発行

ACU 一般社団法人
岐阜県鍼灸師会会報



PUNCTURE

発行日現在の内容です

コロナ 対策 まとめ

一般社団法人 岐阜県鍼灸師会

事務局 岐阜市中西郷5-5-11

TEL/FAX 058-234-2230

メール gifu89shikai@yahoo.co.jp

岐阜県鍼灸師会会員の皆様、いつも会務にご協力ありがとうございます。
昨今の新型コロナウイルス感染症について、衛生面、経営面で簡単にまとめました。ご存知の項目もあるかと思いますが、ぜひご一読いただき、お役に立てていただければと思います。

衛生面まとめについては強制するものではありません。

- 1 衛生面まとめ
- 2 経営面まとめ
- 3 その他まとめ（院内POP等）

1.衛生面まとめ

公社）全日本鍼灸学会のホームページから引用したものです。

コロナ対策だけではなく、**今後の鍼灸院の衛生面でも役に立つ内容です**。ご一読をお勧めいたします。

『鍼灸安全対策ガイドライン2020年度版』（<https://safety.jsam.jp/pg157.html>）

- 1.施術者は毎日施術前に体温を測定し、発熱している場合や感冒症状(咳、鼻水など)がみられる場合は施術しない。
- 2.施術室および待合室に多くの患者が同一時間帯に滞在することのないよう予約などで患者が分散するよう配慮する。
また、有事の際にクラスター対策に協力できるよう患者の連絡先や施術日時を正確に記録しておく。
- 3.施術室および待合室は、窓やドアを開ける、換気扇を作動させるなどして可能な限り換気をおこなう。
- 4.患者に対して施術前に体温測定と感冒症状の有無を確認しカルテに記載する。
発熱している場合や感冒症状がみられる場合は施術をおこなわない。
なお、患者に使用した体温計（非接触型は除く）はその都度清拭消毒をおこなう。
- 5.新型コロナウイルス感染症では無症状患者が存在することを考慮し、問診も含めた施術に際しては施術者・患者の双方がマスクを着用する。
この際のマスクは布マスクでも構わない。
- 6.施術者は、施術の前後に必ず手指衛生（手洗いまたは手指消毒）を実施する。
また、可能であれば、施術時は医療用手袋を着用することが望ましい。
医療用手袋は単回使用とし患者毎に交換・廃棄する。手袋を外した後も必ず手指衛生を実施する。

7.患者に使用したタオルやリネン類は、患者毎に交換・洗濯をおこなう。

8.施術後毎に、患者が触れたと思われる環境表面（ドアノブ、手すり、トイレなど）の清拭消毒をおこなう。また、患者に使用（接触）した枕、胸当て、施術ベッド、物療機器についても、同様に清拭消毒または洗浄をおこなう。

9.初診患者に対しては基礎疾患の有無、渡航歴を確認する。なお、継続患者であっても心疾患、呼吸器疾患、糖尿病を有している場合は施術の必要性を十分検討し、必要な場合は医師（かかりつけ医）と連携を図りつつ実施する。

10.医療施設内で施術を行っている場合は、その施設の方針に従う。

以上

感染症対策へのご協力をおねがいします

！ 手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「**手洗い**」や「**マスクの着用を含む咳エチケット**」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



接触感染に注意！



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、**約44パーセント**を占めています！

(参考文献)

Yen Lee Angela Kwok, Jan Gralton, Mary-Louise McLaws. Face touching: A frequent habit that has implications for hand hygiene. Am J Infect Control.2015 Feb 1; 43(2):112-114 (<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7115329/>)



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

手洗いの、5つのタイミング

公共の場所から
帰った時



咳やくしゃみ、
鼻をかんだ時



ご飯を食べる時



前と後！

病気の人
のケアをした時



外にあるものに
触った時



2.経営面まとめ

- ①感染予防対策と金融対策
- ②持続化給付金
- ③資金繰り支援（貸付・保証）

①はざっくりまとめたものになります。

必ず、相談先などに相談、確認をお願いいたします。

分類：新型コロナウイルスの感染予防策

内容	助成金（申請が通ればもらえるお金）	
対象	期間：4月1日～6月30日 新型コロナウイルスの影響を受け直近1ヶ月の売上が5%以上減少し社員を休業せざるおえなくなった事業者。	期間：令和2年3月1日～6月30日。新型コロナウイルスの感染拡大防止策として小学校等が臨時休業または感染した子どもにより保護者が休業した場合。
条件	上限1日8,330円として平均給与額60%支給した場合休業手当の9割が助成。※産出が複雑なため、相談先へ相談してください。	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額。限度額は8,330円
名称	雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
管轄	厚生労働省	左記と同じ
検索ワード	休業の助成金	左記と同じ
身近な相談先	社労士（料金や対応があるかは相談先によります）	左記と同じ
問い合わせ先	各地域の最寄のハローワークおよび労働局 または学校等休業助成金、支援金、雇用調整助成金 コールセンター0120-60-3999 受付時間9時～21時（土日祝含）	左記と同じ

分類：新型コロナウイルス感染症 金融対策

内容	コロナの影響で借り入れしやすくなっている	(追加融資など)*返さなくてはならない
対象	最近1ヶ月の売上が前年または前々年の同期の売上と比較して5%以上減少。 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は別途条件。	5号は、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。※これでなくても対応例あり
条件	融資限度額：6000万 返済期間：設備資金20年以内（措置期間5年以内） 運転資金15年以内（措置期間5年以内） 無担保	保証割合：100%保証 保証限度額：一般保証とは別枠で2億8000万円
名称	日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」	セーフティネット4号・5号
管轄	日本政策金融公庫	中小企業庁
検索ワード	コロナの貸付	セーフティネット
身近な相談先	税理士・金融機関 (料金や対応は相談先による)	左記と同じ
問い合わせ先	日本政策金融公庫の最寄の各支店 「公庫 店舗案内」で検索	岐阜地域の信用保証協会 または中小企業金融相談窓口 電話：03-3501-1544(直通)
メモ	返済開始まで利子の支払いのみの措置期間があったり無担保だったりまずは最初に頼りたい先。税理士さん経由で申請してもらえると早いそう。	セーフティネットは割と早く降りるという情報ですが、殺到するとわかりません。通常の限度額を超えた額を超えた借入をしたい方にお勧めです。

内容	中小企業専門の金融機関	対象者へ給付金もらえる
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1ヶ月の売上が、前年または前々年の同期比5%以上減少している方。	新型コロナウイルスの影響にて売上が前年同月比で50%以上減少している者。単月でもあれば対象。
条件	①設備資金20年（措置期間3年）以内 ②運転資金10年（措置期間3年）以内	法人は200万、個人事業主者は100万を上限としている。
名称	商工中金「危機対応融資」	持続化給付金
管轄	株式会社商工組合中央金庫	経済産業省
検索ワード	商工中金	持続化給付金
身近な相談先	税理士・金融機関 (料金や対応は相談先による)	左記と同じ
問い合わせ先	お客様サービスセンター0120-079-366 または各地域の店舗「中商工金 店舗」で検索	詳細が決定しましたのでPDFを添付しております（2020,4,27現在）
メモ	日本政府が100%出資する政策金融機関なので今回は対応が早いかもしれません。まだ知らない方も多いので公庫より早そうです。	異例の措置として、フリーランスや開業届を提出していない事業者についても給付金を交付することが発表されていますが確定まで詳細は不明です。

内容	国税・地方税と社会保険料の支払を先延ばし	各保険会社でコロナ対策が出ています
対象	国税・地方税：前年同期で20%以上減少。 社会保険料：コロナの影響で財産に相当な損害を受け納付すべき保険料を一時的に納付することが難しくなった方。	各保険会社の規定によりますが、掛け捨てでなく積立が対象。
条件	国税（所得税・法人税・消費税等）と地方税。 社会保険料の支払を先延ばしができる※減額ではない	各保険会社の規定によりますが、支払の先延ばしや積立の金額内での借入利率が0%
名称	・納税の猶予制度の特例 ・厚生年金保険料等の猶予制度	各保険会社の支援対策
管轄	税金：国税庁 社保：日本年金機構	各保険会社
検索ワード	税金；納税の猶予 社保；社保の猶予	担当の方に直接相談
身近な相談先	税金；税理士 社保；社労士	担当の保険の方
問い合わせ先	国税地方税：各地方税務署で検索 社保：日本年金機構 年金事務所	決定され次第、中小企業庁ホームページで公表（2020,4,26現在）
メモ	こちらは減額ではなく先延ばしですので、休業などまずは今を乗り切りたい場合に有効です。	積立型の方は一度ご相談されると良いと思いますが、先延ばしや返済が必要なので今を凌ぐ手段です。

①持続化給付金

こちらはこのパンフレット下にあるように、**令和2年度補正予算が決定した翌日にホームページが開設されます。** どなたでも利用できる金融政策です。



持続化給付金

に関するお知らせ(速報版)

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183(平日・休日9:00~19:00)

※予算成立後、持続化給付金コールセンターも開設します。

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

入力項目

持続化給付金を申請する場合、以下の情報の入力が必要になります

基本情報

法人番号を入れると
登録情報が自動で
表示されます

①法人番号	(13桁の法人番号)法人の方のみ	
②屋号・商号・雅号	〇〇株式会社	(フリガナ) 〇〇カブシキガイシャ
③本店所在地		
●郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
●都道府県	〇〇〇〇県	
●市区町村	〇〇市〇〇町	
●番地・ビルマンション名等	〇-〇	
④書類送付先 ③の本店所在地と同じ場合は省略可能		
●郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
●都道府県	〇〇〇〇県	
●市区町	〇〇市〇〇町	
●番地・ビルマンション名等	△-□ 〇〇ビル〇階	
⑤業種(日本産業分類)	(大分類)	(中分類) (選択式)
⑥設立年月日(法人)	〇〇〇〇年	〇〇月 〇〇日
⑦資本金(円)	〇〇〇〇法人の方のみ	
⑧従業員数(名)	〇〇〇	
⑨代表者役職	代表取締役	
⑩代表者氏名	〇〇 〇〇	(フリガナ) 〇〇〇〇〇〇
⑪代表電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
⑫担当者氏名	□□□□法人の方のみ	(フリガナ) □□□□法人の方のみ
⑬担当者電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇□□	
⑭担当者携帯番号	〇△〇〇□〇△〇□□〇	
⑮担当者メールアドレス	〇〇〇〇〇@△△△.□〇.□□	
⑯直近年度の売上金額	〇□□〇	※このほかにも情報の入力が必要となる場合があります
⑰決算月	〇□□〇	
⑱今年の売上減少月の金額	〇□□〇	

口座情報

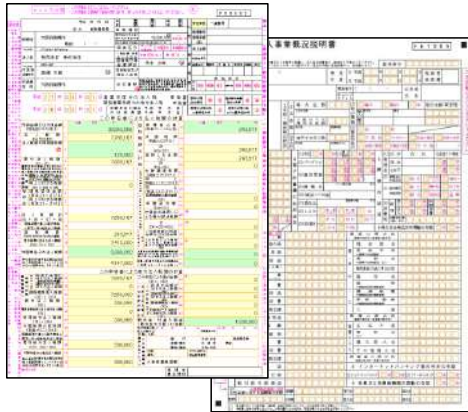
①金融機関名	〇〇〇〇銀行	②金融機関コード	〇〇〇〇
③支店名	〇〇〇〇支店	④支店コード	〇〇〇
⑤種別	〇〇	⑥口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
⑦口座名義人	〇〇〇〇〇〇〇〇		

申請に必要な書類

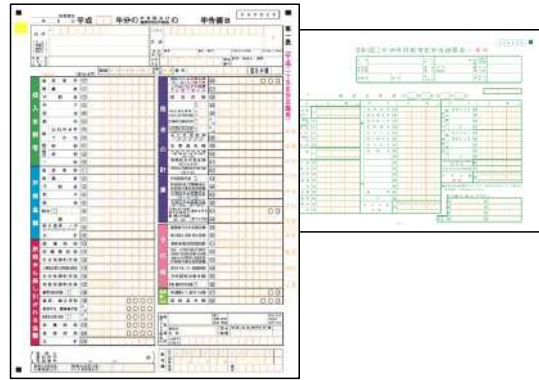
※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類

法人



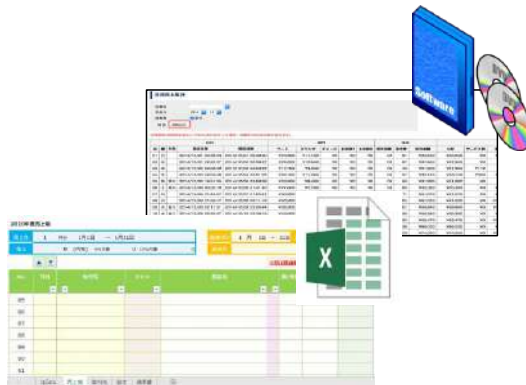
個人



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し

③通帳写し



④(個人事業者のみなさま) 身分証明書写し



運転免許証



マイナンバーカード



住民基本台帳カード



在留カード



特別永住権証明書



外国人登録証明書

※このほかの書類が必要となる場合もあります

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



※令和2年度補正予算成立の翌日に開設予定！

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

②資金繰り支援（貸付・保証）

民間金融機関を通じた資金繰り支援について
セーフティネット保証制度についてと順に記載しております。

資金繰り支援内容一覧表（4/14時点）

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、**詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。**

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら ★追加要件を満たせば 実質無利子・無担保の対象 利子補給対象上限 (日本公庫等) 中小事業1億円、 国民事業3,000万円 (商工中金) 危機対応融資1億円	指定738業種の場合	①セーフティネット5号	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
		②新型コロナウイルス 感染症特別貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		③商工中金等による 「危機対応融資」	商工組合中央金庫等
	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策 マル経融資(拡充)	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
	生活衛生関係営業 (旅館、飲食、理美容 店など)の場合	⑤生活衛生新型コロナウ イルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		⑥新型コロナウイルス 対策衛経(拡充)	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
さらに、 売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業 (旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策 特別貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
さらに、 売上高15%以上減少なら		⑧危機関連保証	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、 売上高20%以上減少なら		⑨セーフティネット4号	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫(青枠)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(緑枠)】最近1ヶ月の売上高と、前年同月を比較 +
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較

この資料は、プロスター株式会社運営するStartupListに
株式会社INQが寄稿した記事を参考して作成しました。

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)>

(1) ~ (3) のいずれかで比較。

【公庫(青枠)】	【信用保証協会(緑枠)】
(1) 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較	(1) 左記に同じ。
(2) 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	(2) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較
(3) 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	(3) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10-12月の3ヶ月を比較



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえた資金繰り支援について（要請）

政府においては、4月7日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定し、中小・小規模事業者や個人事業主の事業の継続を強力に支援すべく、「地方公共団体の制度融資を活用して、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度」の導入を図ることとしており、20日に関連予算案を閣議決定したところです。

今後、各地方公共団体において、関連予算の成立を前提に新たな制度融資を早々に実施していくこととなりますが、各金融機関が、地方公共団体・信用保証協会と連携を図りつつ、同制度の円滑かつ迅速な実施に向けた準備を行うための留意事項等を取りまとめ、関連予算の成立を前提に、下記のとおり要請しますので、貴協会会員等に対して周知徹底方よろしくお願ひします。

なお、本制度の実施に当たっては、これまで以上に円滑かつ速やかに事業者へ資金供給を行う観点から、地方公共団体や信用保証協会において、認定・保証に係る審査等の手続きの簡素化・迅速化を図ることとしていますので、併せて申し添えます。

記

1. 「地方公共団体の制度融資を活用して、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度」（以下、「新制度」）が円滑かつ混乱なく実施されるよう、顧客からの融資相談に係る態勢強化を図りつつ、新制度の開始次第、逼迫度の高い事業者から順次、できる限り迅速に、資金供給を行い、事業者への資金繰り支援を徹底すること。その際、5年以内とされている据置き期間について、可能な限り事業者のニーズを踏まえた適切な設定を行うこと
2. 新制度について顧客が手続きを効率的かつ迅速に実施することが出来るよう、中小企業庁から地方公共団体等への配慮要請において「金融機関による代理申請を原則」としていることも踏まえ、顧客による市区町村への認定申請や信用保証協会への保証申込みに際して、金融機関が必要書類の事前確認や代理申請を行うなど、地方公共団体・信用保証協会との協議に基づき、認定・申込手続きの一元化・迅速化を進めること（「金融機関ワンストップ手続き」の推進）
3. 中小企業庁においては、信用保証協会と既往取引のある事業者については、事業者の事業経営上の利益に鑑み、つなぎ融資を新制度などの保証付き融資で旧債振替することは画一的に禁止せず、個々の実情を踏まえて判断することとしている。これを踏まえ、5月2日からの連休前の期間を含め、つなぎ融資等の資金繰り支援を積極的に実施すること。その際、つなぎ融資の実行前に信用保証協会と協議・調整を行い、信用保証委託申込書等の基本的書類の提出を行った上で、融資実行を行うこと
なお、保証付き融資に限らず、資金繰りが逼迫している事業者の事情を踏まえ、日本政策金融公庫等の融資実行や各種給付金の支給等までの間に必要となる、つなぎ融資等の資金繰り支援を積極的に実施すること。こうしたつなぎ融資の提供をはじめとした事業者の資金繰り支援においては、日本政策金融公庫等と密接に連携すること
4. 5月2日から6日の連休やその前後において、新制度を含む事業者等からの質問・相談が多数寄せられることが想定されることを踏まえ、金融機関において、同連休中も必要な店舗を開いて融資相談に応じるなど、必要な態勢整備を行うこと。併せて、連休明けに新制度に基づく資金供給を速やかに実施すべく、地方公共団体や信用保証協会と密接に連携して、新制度に係る実質的な認定・審査手続きを連休中に実施するなどの対応を行うこと
なお、連休後も店舗を開いて、逼迫度の高い事業者に対して最大限迅速に資金繰り支援を行う一方、店舗内の混雑を緩和して感染拡大防止を図る観点から、顧客の個別事情に十分配慮しつつ業務内容に優先順位を設けるなど、顧客利便を著しく損なわない範囲で店舗運営上の工夫を行うこと
5. 連休前後の顧客事業者の資金繰りの状況を丁寧に確認した上で、連休中に現金決済等の資金・決済ニーズの見込まれる事業者については、連休前に予め資金支援等を行うことを徹底するほか、また、連休中における想定外の資金ニーズにも柔軟に対応出来るよう、店舗における必要な紙幣の準備等の適切な対応を行うこと
6. 地方公共団体が策定する「新型コロナウイルス感染症対応資金」に係る制度要綱や中小企業庁が提示するQ&Aに従い、適切に業務を行うこと。特に、制度要綱等において、事業規模に則した適正な金額で保証の依頼を行うこと、法人と個人の未分離等一定の場合を除き個人保証は求めないこと、事業者が特に希望する場合を除き担保は徴求しないこと等が定められる予定であるが、これらの規程を遵守すること
7. 既往債務の借換えの審査については、信用保証協会の保証割合を含め機械的・形式的に判断することなく、事業者のニーズを十分に踏まえつつ、融資審査として適切に対応するほか、借換えの際に発生する手数料・違約金等について、顧客の事情を勘案し特段の配慮を行うこと
なお、新制度に基づく融資に限らず、民間金融機関のいわゆるプロパー融資も含め、既往債務について、返済猶予等の条件変更等にあたって発生する手数料・違約金等について、顧客の事情を勘案し特段の配慮を行うこと

民間金融機関を通じた資金繰り支援(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

令和2年度補正予算案額 **2兆7,014億円** <うち財務省計上 1兆2,062億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減します。一定の要件を満たした場合には、借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主の資金繰りを円滑化します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

補助 (1.5兆円)【経産省計上】

出資 (1.2兆円)【財務省計上】

事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者に対し、都道府県等が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）

個人事業主(事業性のあるアルバイトを含み、小規模に限る)
▲5% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

中小・小規模事業者 ▲5% 保証料1/2
中小・小規模事業者 ▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

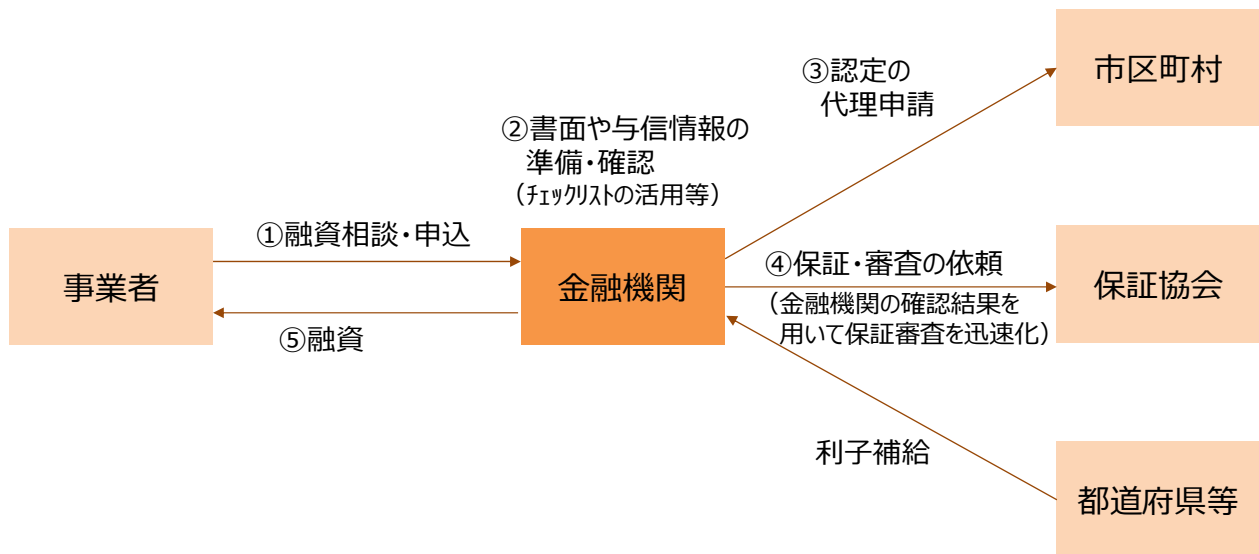
融資上限額：3000万円、

金融機関ワンストップ手続きの推進

暫定版

- 民間実質無利子融資の円滑かつ迅速な実施に向け、あらゆるリソースを最大限活用し、**金融機関がワンストップで効率的、迅速に各種手続きを行う。**

金融機関によるワンストップ手続きのイメージ



※事業者の利便性の観点から、自治体によっては、スキームの一部が異なる場合もある。

セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要
(平成26年10月1日以降の認定申請分の取扱い)

1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

2. 企業認定基準

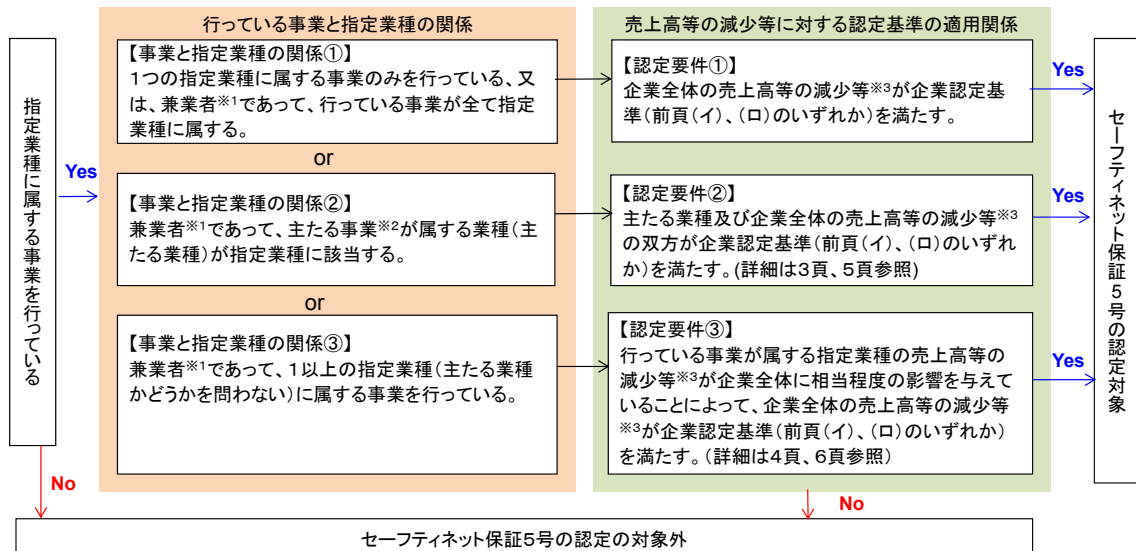
指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。(認定基準の具体的な適用関係は、次頁以降参照。)

(イ)最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

(ロ)原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

企業認定基準の具体的な適用関係

セーフティネット保証5号は、指定業種に属する事業の売上高等の減少等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とするものであることを踏まえ、企業認定基準(前頁(イ)、(ロ))の具体的な適用関係は、以下のような類型に分かれる。



※1:兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※2:主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

※3:売上高等の減少等には、原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないことを含む。

注)事業と指定業種の関係①から③について複数の関係に当てはまる場合、どの関係に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択可能。 2

認定要件②に係る(ロ)の基準の取扱い
(主たる業種及び企業全体双方に係る原油等の仕入価格の上昇等に係る要件)

- 以下の要件のいずれも満たすこと。
 - ①主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（主たる業種及び企業全体の原油等の仕入単価の上昇率）
 - ②主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上（主たる業種及び企業全体の原油等への依存率）
 - ③主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（主たる業種及び企業全体の価格転嫁の状況）
- 上記①から③の適用関係のイメージは以下のとおり。

①原油等の仕入単価の上昇率

主たる業種の最近1か月の原油等の仕入単価	全体の最近1か月の原油等の仕入単価
主たる業種の最近1か月の前年同月の原油等の仕入単価	全体の最近1か月の前年同月の原油等の仕入単価
$\geq 20\%$	$\geq 20\%$

②原油等への依存率

主たる業種の原油等の仕入価格 $\geq 20\%$ 企業全体の原油等の仕入価格 $\geq 20\%$

主たる業種の売上原価 $\geq 20\%$ 企業全体の売上原価 $\geq 20\%$

※直近の決算期の売上原価及び原油等の仕入価格でも可。

③指定業種及び企業全体の価格転嫁の状況

<最近3か月の前年同期>

主たる業種の原油等の最近3か月の仕入価格【A1】 $>$ 前年同期の仕入価格【a1】

主たる業種の最近3か月の売上高【B1】 $>$ 前年同期の売上高【b1】

<最近3か月>

主たる業種の原油等の最近3か月の仕入価格【A2】 $>$ 全体の原油等の最近3か月の仕入価格【a2】

主たる業種の最近3か月の売上高【B2】 $>$ 全体の最近3か月の売上高【b2】

※計算結果が0より大きければ要件を満たす。

認定要件③に係る(イ)の基準の取扱い
(指定業種の売上高等の減少が企業全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることに係る要件)

- 以下の要件のいずれも満たすこと。
 - ①指定業種の最近3か月売上高等が前年同期比で減少等していること。
 - ②企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること
 - ③企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること
- 下記ケースでは、①から③のいずれの要件も満たすため、認定の対象となる。

<最近3か月の前年同期>

全体の売上高 1,000万円【a】

A業種 (指定or非指定業種)
B業種 (指定or非指定業種)
C業種 (指定or非指定業種)
D業種 (指定業種)
E業種 (指定業種)

<最近3か月>

全体の売上高 950万円【b】

A業種 (指定or非指定業種)
B業種 (指定or非指定業種)
C業種 (指定or非指定業種)
D業種 (指定業種)
E業種 (指定業種)

①指定業種の売上高の減少

300万円【c】 - 250万円【d】 = 50万円の減少

②指定業種の売上高の減少が全体に与える影響(5%以上)

$$\frac{\text{指定業種の売上高の減少額}}{\text{全体の最近3か月の前年同期の売上高}} = \frac{50\text{万円}}{1,000\text{万円【a】}} = 5\%$$

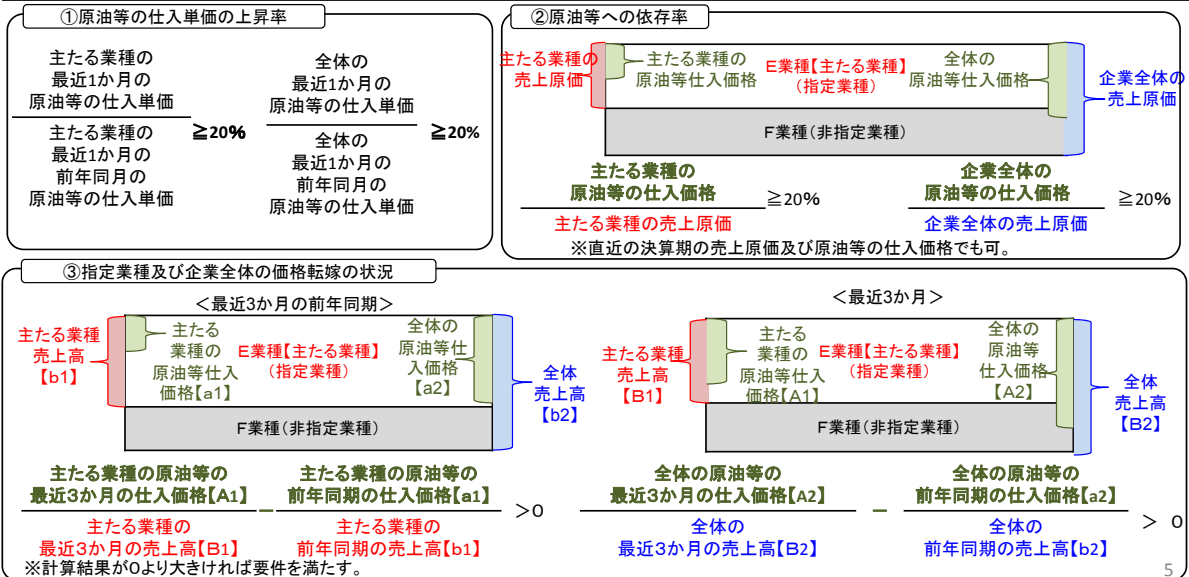
③全体の売上高の減少率(5%以上)

$$\frac{\text{全体の売上高の減少額}}{\text{全体の最近3か月の前年同期の売上高}} = \frac{1,000\text{万円【a】} - 950\text{万円【b】}}{1,000\text{万円【a】}} = 5\%$$

※1:上記のとおり、売上高が減少している指定業種(D業種・E業種)について、売上高を業種毎に算出せず合算値とすることも可。
 ※2: D業種及びE業種が指定業種であること、並びにD業種及びE業種の売上高及び企業全体の売上高の減少率等でもって要件を満たすことが確認できれば、認定申請者は、A業種、B業種及びC業種が指定業種か否かの疎明、並びに当該業種の売上高の算出は不要。 4

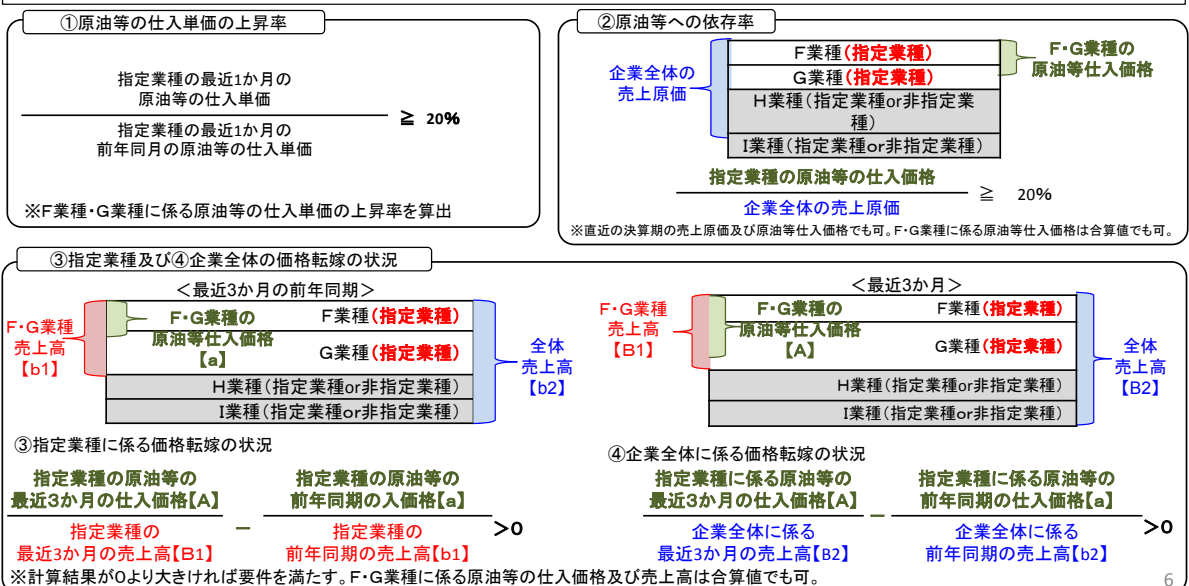
認定要件②に係る(ロ)の基準の取扱い
(主たる業種及び企業全体双方に係る原油等の仕入価格の上昇に係る要件)

- 以下の要件のいずれも満たすこと。
- ①主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（主たる業種及び企業全体の原油等の仕入単価の上昇率）
 - ②主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上（主たる業種及び企業全体の原油等への依存率）
 - ③主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（主たる業種及び企業全体の価格転嫁の状況）
- 上記①から③の適用関係のイメージは以下のとおり。



認定要件③に係る(ロ)の基準の取扱い
(指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことに係る要件)

- 以下の要件のいずれも満たすこと。
- ①指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（原油等の仕入単価の上昇率）
 - ②企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上（原油等への依存率）
 - ③指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（指定業種に係る価格転嫁の状況）
 - ④企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること（企業全体に係る価格転嫁の状況）
- 上記①から④の適用関係のイメージは以下のとおり。



3.その他まとめ

院内POPです。

日本鍼灸師会ホームページから引用したものです。アクセスすると、下記のページが流れ各自印刷できますのでご利用ください。

<https://www.harikyu.or.jp/pdf/coronavirusinformation2.pdf>

新型コロナウイルス感染症 関連情報

◎ 危機管理委員会

- 日本鍼灸師会の考え方～緊急事態宣言を受けて～（会員向け） **NEW** **PDF**
- IVまん延防止に関するガイドライン（P81）
- 新型コロナウイルス院内感染防止ガイドライン **NEW** **PDF**
- 新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起について（第四報） **NEW** **PDF**
- 新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起について（第三報） **PDF**
- 新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起について（第二報） **PDF**
- 新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起について（第一報） **PDF**
- 新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策（第4版） **NEW** **PDF**
- 来院された方へのお願い 入口掲示用 **Word**
- 来院された方へのお願い 院内掲示用 **Word**
- 患者向け案内文書 院内掲示用 **NEW** **Word**
- 新型コロナウイルスを防ぐには（厚労省発出・一般用） **PDF**
- 衛生材料不足への対応について（第一回終了・準備中） **Word**

◎ 健保委員会

- 新型コロナウイルスに関するあはき同意書の臨時的な取扱い **PDF**
-

最後に

会員の皆様、そしてご家族の皆様の体調はいかがですか。

2019年11月に、中国武漢で発生が確認された新型コロナウイルス。2020年1月より世界中で感染が拡大。欧米では、多くの感染者、死者が出ております。日本国内でも、現在までに多くの感染者と多くの死者が出ております。

そして岐阜県でも可児市や岐阜市で大きなクラスターが発生し感染者は4月27日現在で149名、死者は6名です。

政府の緊急事態宣言が発令し、岐阜県は特定警戒都道府県となり自粛要請もあるため、来院患者数が大きく減少している会員の鍼灸院も沢山あります。しかし、鍼灸院は自粛対象外となり、自粛協力金も支給対象外となっています。

鍼灸院の衛生管理は非常に脆弱です。大変な事態になっておりますが、こんな時だからこそ衛生管理等しっかりと見直す機会になっています。今回の号外会報紙に掲載しました全日本鍼灸学会の鍼灸安全対策ガイドライン2020年度版に添った院の衛生管理を実践して、患者さんの施術に当たっていただきたいと思えます。

経営面では、持続化給付金をはじめとする助成金や無金利・低金利の融資等をご活用いただき終わりのみえない、この難局を乗り越えていきましょう。

岐阜県内の感染者数は減りつつもありますが、まだ油断はできません。まずはご自身の体調、感染予防に努めていただき、来院される患者さんの健康を守っていきましょう。

そして**岐阜県鍼灸師会のLINEグループを作りました**。災害時など早急に連絡が必要な際に使う連絡網です。会員の皆様にすぐご連絡ができるツールです。グループに入れない会員の方がいらっしゃるいましたら、事務局までご連絡ください。

号外を思い立って発行しました。お役にたつかわかりませんが、金融対策など利用する場合は各自確認しながらご利用ください。

一社) 岐阜県鍼灸師会